

別表1 本件対象保有個人情報

本件対象 保有個人 情報	本件対象保有個人情報が 記録されている公文書の件名
1	○教人職第○号 指導力不足等教員の申請について（新規）
2	○教人職第○号 指導力不足等教員の認定等に係る意見の聴取について（依頼）
3	○教人職第○号 平成○年度指導力不足等教員の認定等について（諮問）
4	平成○年度指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員等に係る判定会配布資料（平成○年度指導力不足等教員の認定等に係る判定対象者 一覧）
5	平成○年度指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員等に係る判定会配布資料（指導力不足等教員の認定等に係る専門的知識を有する者等からの意見聴取について）
6	平成○年度指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員等に係る判定会配布資料（平成○年度指導力不足等教員（新規申請）に対する措置）
7	平成○年度指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員等に係る判定会配布資料（平成○年度指導力不足等教員（新規申請）に係る授業観察）
8	○指導不適切教員判第○号 平成○年度指導力不足等教員の認定等について（報告）
9	○教人職第○号 平成○年度指導力不足等教員の認定等について
10	○教人職第○号 指導力不足等教員の申請について（継続）
11	指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会（平成○年度）配布資料（平成○年度指導力不足等教員に対する措置）
12	指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会（平成○年度）配布資料（平成○年度指導力不足等教員に係る授業観察）

本件対象 保有個人 情報	本件対象保有個人情報が 記録されている公文書の件名
13	○教人職第○号 東京都公立学校教員に対する措置○○について
14	○教人職第○号 東京都公立学校教員の服務事故について（報告）
15	○教人職第○号 教職員等に対する懲戒処分等の審査について（諮問）
16	○懲分審第○号 教職員等に対する懲戒処分等の審査について（答申）
17	東京都立○○高等学校教諭○○の服務事故に対する監督責任に関する事情聴 取書
18	東京都立○○高等学校教諭○○の服務事故に関する関係者に対する事情聴取 書

別表2

本件対象 保有個人 情報	非開示情報が記録されている書類及びその性質	非開示情報及びその性質	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
1	<p>「平成〇年度教育職員業績評価書(教諭用)」 異議申立人に係る平成〇年度の教育職員人事考課制度の業績評価の定期評価の結果</p>	<p>「項目別評価(絶対評価)」欄及び「総合評価(絶対評価)」欄を除く「第一次評価」欄並びに「特記事項」欄 当該箇所には、異議申立人に係る平成〇年度の教育職員人事考課制度の業績評価の定期評価のうち、本人開示制度において開示の対象とならない事項が記載されている。</p>	<p>条例16条6号 当該情報を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	1
	<p>「指導の経過及び結果」 都立〇〇高等学校(以下「本件高校」という。)の校長が、東京都教育委員会宛てに提出した異議申立人に係る指導力不足等教員の申請書の添付資料。対象者に係る具体的な事実行為やその確認者、また、指導の内容や指導後の対応(改善の状況等)について、日ごとに記載している。</p>	<p>「内容」及び「確認者」欄のうち、異議申立人以外の個人に関する情報 当該箇所には、異議申立人以外の個人に関する情報が記載されている。</p>	<p>条例16条2号 当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため</p>	2
	<p>「事実行為の評価(新規)」 本件高校の校長が、東京都教育委員会宛てに提出した異議申立人に係る指導力不足等教員の申請書の添付資料。対象者の事実行為に対する評価を記載している。</p>	<p>「内容」、「確認者」、「指導の内容」及び「指導後の対応(改善の状況等)」欄のうち、校長、副校長等の所見 当該箇所には、校長、副校長等の所見が記載されている。</p>	<p>条例16条6号 当該記載内容の開示が前提となると、今後、指導力不足等教員として申請が必要なおそれがあるため</p>	3
	<p>「追加資料」 本件高校の校長が、東京都教育委員会宛てに提出した異議申立人に係る指導力不足等教員の申請書の添付資料。 文書の性質は、「指導の経過及び結果」と同様。</p>	<p>「内容」及び「確認者」欄のうち、異議申立人以外の個人に関する情報 当該箇所には、異議申立人以外の個人に関する情報が記載されている。</p>	<p>条例16条2号 当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため</p>	2
	<p>「追加資料」 本件高校の校長が、東京都教育委員会宛てに提出した異議申立人に係る指導力不足等教員の申請書の添付資料。 文書の性質は、「指導の経過及び結果」と同様。</p>	<p>「内容」及び「確認者」欄のうち、校長、副校長等の所見 当該箇所には、校長、副校長等の所見が記載されている。</p>	<p>条例16条6号 当該記載内容の開示が前提となると、今後、指導力不足等教員として申請が必要なおそれがあるため</p>	3

本件対象 保有個人 情報	非開示情報が記録されている書類及びその性質	非開示情報及びその性質	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
2	「別紙宛先一覧」 専門的知識を有する者等の名簿	〇〇氏の連絡先並びに保護者の職氏名及び連絡先 当該箇所には、〇〇氏の連絡先並びに保護者の職氏名及び連絡先が記載されている。	非開示条項及び非開示理由	4
	「案1-4」 保護者に対して意見聴取を依頼する文書(案)	「保護者」の氏名 当該箇所には、保護者の氏名が記載されている。	非開示条項及び非開示理由	-
	「平成〇年度指導力不足等教員の認定等 判定会前の 意見聴取者名簿」 専門的知識を有する者等の名簿	「保護者」の氏名及び現職 当該箇所には、保護者の氏名及び現職が記載されている。	非開示条項及び非開示理由	4
	「意見書」 専門的知識を有する者等からの意見	印影及び保護者が記載した氏名 当該箇所には、専門的知識を有する者等の印影及び保護者が記載した氏名が記載されている。	非開示条項及び非開示理由	-
3	「平成〇年度 指導力不足等教員の認定等(案)」 教育長が判定会に諮問した異議申立人に係る指導力 不足等教員の認定等(案)のうち、異議申立人に係る情 報	「認定(案)」及び「研修期間(案)」 当該箇所には、判定会に諮問した異議申立人に係る認定(案)及び 研修期間(案)が記載されている。	非開示条項及び非開示理由	5
	「指導力不足等教員の認定等に係る専門的知識を有す る者等からの意見聴取について」 異議申立人に係る指導力不足等教員の認定並びに指 導改善研修等の受講及び受講する研修の期間につい て、専門的知識を有する者等から意見聴取した概要	「保護者である者」の立場及び氏名 当該箇所には、保護者の氏名及び現職が記載されている。	非開示条項及び非開示理由	4
	「平成〇年度指導力不足等教員(新規申請)に対する措 置」 指導力不足等教員として申請された異議申立人につい て、教育長から判定会に諮問した措置案。対象者の指導 力等の現状、校長の指導と所見、学校経営支援センタ ーの見解を踏まえ、指導力不足等教員の決定等に際しての 事務局案が記載されている。	<ul style="list-style-type: none"> 「業績評価」欄のうち、平成〇年度及び平成〇年度の各相対評価 異議申立人の平成〇年度及び平成〇年度の業績評価の定期評 価の相対評価が記載されている。 「指導力等の現状(教科等の専門性、指導方法、児童・生徒理解、 校務分掌・対人関係等)」欄 異議申立人に係る指導力の現状(教科等の専門性、指導方法、児 童・生徒理解、校務分掌・対人関係等)が記載されている。 「校長の指導と所見」欄 本件高校の校長による指導と所見が記載されている。 「学校経営支援センターの対応と見解」欄 本件高校を管轄する学校経営支援センターの対応と見解が記載さ れている。 「事務局案」欄 指導力不足等教員として申請された異議申立人に対する措置案 が記載されている。 	非開示条項及び非開示理由	6
			非開示条項及び非開示理由	4
			非開示条項及び非開示理由	-
			非開示条項及び非開示理由	4
			非開示条項及び非開示理由	-
			非開示条項及び非開示理由	5
			非開示条項及び非開示理由	4

本件対象保有個人情報	非開示情報が記録されている書類及びその性質	非開示情報及びその性質	非開示条項及び非開示理由	本件非開示情報
3(続き)	<p>「平成〇年度指導力不足等教員(新規申請)に係る授業観察」 教育庁人事部長課管理主事が行った異議申立人の授業観察の結果</p>	<p>「(1)教科に関する専門的知識、技術に関して、指導力不足を示す事実」欄、「(2)指導方法に関して、指導力不足を示す事実」欄、「(3)児童・生徒の心を理解する能力や意欲に関して、指導力不足を示す事実」欄、「(4)教員としての資質に関して、指導力不足を示す事実」欄及び「(5)総合所見(指導力不足の程度など)」欄 当該箇所には、教育庁人事部長課管理主事が行った異議申立人の授業観察の結果が記載されている。</p>	<p>条例16条6号 当該記載内容の開示が前提となると、授業観察を行う者が誤解や摩擦が生じることを恐れて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定に関して正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	7
4	<p>「平成〇年度指導力不足等教員の認定等に係る判定対象者一覧」 平成〇年度指導力不足等教員の認定等に係る判定対象者の一覧のうち、異議申立人に関する情報。判定会に対し教育長から事務局案として諮問された内容が記載されている。</p>	<p>「認定(案)」及び「研修期間(案)」 当該箇所には、判定会に諮問した異議申立人に関する認定(案)及び研修期間(案)が記載されている。</p>	<p>条例16条6号 当該情報は、東京都教育委員会から判定会に諮問した措置案が記載されている。これらは最終決定ではないため、このような決定過程における情報を開示することとなり、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	5
5	<p>「指導力不足等教員の認定等に係る専門的知識を有する者等からの意見聴取について」 異議申立人に関する指導力不足等教員の認定並びに指導改善研修等の受講及び受講する研修の期間について、専門的知識を有する者等から意見聴取した概要</p>	<p>「保護者である者」の立場及び氏名 当該箇所には、保護者の氏名及び現職が記載されている。</p>	<p>条例16条2号 当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため</p>	4
6	<p>「平成〇年度指導力不足等教員(新規申請)に対する措置」 判定会に諮問した異議申立人に関する措置案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「業績評価」欄のうち、平成〇年度及び平成〇年度の各相対評価 異議申立人の平成〇年度及び平成〇年度の業績評価の定期評価の相対評価が記載されている。 「指導力等の現状(教科等の専門性、指導方法、児童・生徒理解、校務分掌・対人関係等)」欄 異議申立人に関する指導力の現状(教科等の専門性、指導方法、児童・生徒理解、校務分掌・対人関係等)が記載されている。 「校長の指導と所見」欄 本件高校の校長による指導と所見が記載されている。 「学校経営支援センターの対応と見解」欄 本件高校を管轄する学校経営支援センターの対応と見解が記載されている。 「事務局案」欄 指導力不足等教員として申請された異議申立人に対する措置案が記載されている。 	<p>条例16条6号 当該記載内容の開示が前提となると、今後、指導力不足等教員として申請が必要な対象者について、学校経営支援センター所長、校長及び教育委員会が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	6

本件対象 保有個人 情報	非開示情報が記録されている書類及びその性質	非開示情報及びその性質	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
7	「平成〇年度指導力不足等教員(新規申請)に係る授業 観察」 教育庁人事部職員課管理主事が行った異議申立人の 授業観察の結果	「(1)教科に関する専門的知識、技術に関して、指導力不足を示す 事実」欄、「(2)指導方法に関して、指導力不足を示す事実」欄、「(3) 児童・生徒の心を理解する能力や意欲に関して、指導力不足を示す 事実」欄、「(4)教員としての資質に関して、指導力不足を示す事実」 欄及び「(5)総合所見(指導力不足の程度など)」欄 当該箇所には、教育庁人事部職員課管理主事が行った異議申立 人の授業観察の結果が記載されている。	条例16条6号 当該記載内容の開示が前提となると、授業観察を行う者が 誤解や摩擦が生じることを恐れて、当たり障りのない評価や 判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導 力不足等教員の認定に関して正確かつ率直な意見の聴取 ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行 に支障を及ぼすおそれがあるため	7
8	「平成〇年度指導力不足等教員の認定等(案)審議結果 一覧表」 判定会に諮問された平成〇年度指導力不足等教員の 認定等(案)の審議結果一覧表のうち、異議申立人に係 る情報	「認定(案)」欄、「研修期間(案)」欄及び「審議結果」欄 当該箇所には、判定会に諮問した異議申立人に係る認定(案)及び 研修期間(案)並びに同判定会での審議結果が記載されている。	条例16条6号 当該情報は、東京都教育委員会から判定会に諮問した措 置案及び同判定会で審議した結果が記載されている。 この措置案は最終決定ではないため、このような決定過程 における情報を開示することになると、指導力不足等教員の 決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る 事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	5
9	「平成〇年度 指導力不足等教員の認定等(案)」 教育長が判定会への諮問文に添付した指導力不足等 教員の認定等(案)のうち、異議申立人に係る情報	「認定(案)」及び「研修期間(案)」 当該箇所には、判定会に諮問した異議申立人に係る認定(案)及 び研修期間(案)が記載されている。	条例16条6号 当該情報は、東京都教育委員会から判定会に諮問した措 置案が記載されている。これらは最終決定ではないため、こ のような決定過程における情報を開示することになると、指導 力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教 員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるた め	5
9	「平成〇年度指導力不足等教員の認定等(案)審議結果 一覧表」 判定会に諮問された平成〇年度指導力不足等教員の 認定等(案)の審議結果一覧表のうち、異議申立人に係 る情報	「認定(案)」欄、「研修期間(案)」欄及び「審議結果」欄 当該箇所には、判定会に諮問した認定(案)及び研修期間(案)並 びに同判定会での審議結果が記載されている。	条例16条6号 当該情報は、東京都教育委員会から判定会に諮問した措 置案及び同判定会で審議した結果が記載されている。 この措置案は最終決定ではないため、このような決定過程 における情報を開示することになると、指導力不足等教員の 決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る 事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	5

本件対象 保有個人 情報	非開示情報が記録されている書類及びその性質	非開示情報及びその性質	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
10	<p>「指導の経過及び結果」 本件高校の校長が、東京都教育委員会宛てに提出した指導力不足等教員の申請書の添付資料。対象者の具体的な事実行為やその確認者、また、指導の内容や指導後の対応(改善の状況等)について、日時ごとに記載している。</p>	<p>「内容」及び「確認者」欄のうち、異議申立人以外の個人に関する情報 当該箇所には、異議申立人以外の個人に関する情報が記載されている。</p>	<p>条例16条2号 当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</p>	2
	<p>「事実行為の評価(継続)」 本件高校の校長が、東京都教育委員会宛てに提出した指導力不足等教員の申請書の添付資料。対象者の事実行為に対する評価を記載している。</p>	<p>「内容」及び「確認者」欄のうち、校長、副校長等の所見 当該箇所には、校長、副校長等の所見が記載されている。</p>	<p>条例16条6号 当該記載内容の開示が前提となると、今後、指導力不足等教員として申請が必要な対象者について、校長、副校長等が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	3
11	<p>「平成〇年度指導力不足等教員に対する措置」 指導改善研修を受講した異議申立人について、教育長から認定解除等審査委員会へ諮問した措置案。対象者の指導力等の現状、校長の指導と所見、学校経営支援センターの見解を踏まえ、指導力不足等教員の決定等に際しての事務局案が記載されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「業績評価」欄のうち、平成〇年度及び平成〇年度の各相對評価 当該箇所には、異議申立人の平成〇年度及び平成〇年度の業績評価の定期評価の相對評価が記載されている。 「指導力等の現状(教科等の専門性、指導方法、児童・生徒理解、校務分掌・対人関係等)」欄 当該箇所には、異議申立人に係る指導力の現状(教科等の専門性、指導方法、児童・生徒理解、校務分掌・対人関係等)が記載されている。 「校長の指導と所見」欄 当該箇所には、本件高校の校長による指導と所見が記載されている。 「学校経営支援センターの対応と見解」欄 当該箇所には、本件高校を管轄する学校経営支援センターの対応と見解が記載されている。 「事務局案」 当該箇所には、指導力不足等教員として新規申請された異議申立人に対する措置案が記載されている。 	<p>条例16条6号 当該記載内容の開示が前提となると、今後、指導が不適切である教員の認定の解除等について、学校経営支援センター所長、校長及び東京都教育委員会が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	6

本件対象 保有個人 情報	非開示情報が記録されている書類及びその性質	非開示情報及びその性質	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
12	「平成〇年度指導力不足等教員に係る授業観察」 教育庁人事部職員課管理主事が行った異議申立人の 授業観察の結果	「(1)教科に関する専門的知識、技術に関して、指導力不足を示す 事実」欄、「(2)指導方法に関して、指導力不足を示す事実」欄、「(3) 児童・生徒の心を理解する能力や意欲に関して、指導力不足を示す 事実」欄、「(4)教員としての資質に関して、指導力不足を示す事実」 欄及び「(5)総合所見(指導力不足の程度など)」欄 当該箇所には、教育庁人事部職員課管理主事が行った異議申立 人の授業観察の結果が記載されている。	条例16条6号 当該記載内容の開示が前提となると、授業観察を行う者が 誤解や摩擦が生じることを恐れて、当たり障りのない評価や 判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導 力不足等教員の認定に関して正確かつ率直な意見の聴取 ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行 に支障を及ぼすおそれがあるため	7
13	「東京都立〇〇高等学校教諭〇〇〇の服務事故につい て」 教育庁人事部職員課が本件服務事故における事故の 概要、事実の認定、学校の対応等を記載した文書	「事実の認定」欄のうち、事情聴取や聴き取りの際の関係者の発言 内容及び関係者からの報告内容 当該箇所には、異議申立人の服務事故に関して、事情聴取及び 聴き取りの際の関係者の発言並びに関係者からの報告内容が記載 されている。	条例16条2号 当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であつ て、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるも の(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定 の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は 開示請求者以外の個人を識別することはできないが、開示 することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵 害するおそれがあるものであるため 条例16条6号 当該記載内容の開示が前提となると、今後、同種の服務事 故が発生した場合に、関係者からの適切な報告がなされなく なるとともに、関係者からの事情聴取等による適切な情報収 集も困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂 行に支障が生じるおそれがあるため	8
14	「教職員の服務事故について(報告)(〇〇第〇〇号)」 本件高校の校長が、教育長宛てに提出した異議申立 人の服務事故の報告書	「4 当事者・関係者の氏名等」欄のうち、「当事者」である「不適切 な言動を受けた者(教諭・生徒)」欄及び「関係者」である「目撃した 生徒・教職員等」欄 当該箇所には、本件服務事故の「当事者」である異議申立人から 「不適切な言動を受けた者(生徒)」及び「関係者」である「目撃した 生徒」の氏名等の個人に関する情報が記載されている。 「5 発生の状況」欄のうち、異議申立人以外の個人に関する情報 当該箇所には、本件服務事故の当事者である「不適切な言動を受 けた者(生徒)」及び「関係者」である「目撃した生徒」の氏名等の個 人に関する情報が記載されている。	条例16条2号 当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であつ て、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるも の(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定 の個人を識別することができることとなるものを含む。)である ため 条例16条2号 当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であつ て、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるも の(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定 の個人を識別することができることとなるものを含む。)である ため	9

本件対象 保有個人 情報	非開示情報が記録されている書類及びその性質	非開示情報及びその性質	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
14 (続き)		「6 学校の対応措置」欄のうち、異議申立人以外の個人に関する情報 当該箇所には、本件服務事故の当事者である「不適切な言動を受けた者(生徒)」の氏名等の個人に関する情報が記載されている。	<p>条例16条2号 当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示請求者以外の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため</p>	9
15	「教職員等に対する懲戒処分等の審査について(諮問(案))」 教育長が、懲戒分限審査委員会宛てに教職員等に対する懲戒処分等の審査について諮問する文書の案	「8 添付資料」の「(2)見取り図②」のうち、本件服務事故の「当事者」である「不適切な言動を受けた(生徒)」及び「関係者」である「目撃した生徒」の氏名等 当該箇所には、本件服務事故の「当事者」である「不適切な言動を受けた(生徒)」及び「関係者」である「目撃した生徒」の氏名等が記載されている。	<p>条例16条2号 当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示請求者以外の個人を識別することができるものであるため</p>	10
16	「教職員等に対する懲戒処分等の審査について(答申)」(案) 懲戒分限審査委員会委員長から、教育長宛てに、諮問を受けた事項について、検討により得られた結論を答申する文書の案	「処分・措置(事務局案)」欄及び「結果」欄 当該箇所には、異議申立人に対する懲戒処分等に係る「処分・措置(事務局案)」及びそれに対する懲戒分限審査委員会における検討結果が記載されている。	<p>条例16条6号 当該情報は、懲戒分限審査委員会から教育長への答申の段階での処分案であり、開示することにより処分原案の作成過程が明らかになり、東京都教育委員会が行う人事管理の事務に関し、公正かつ適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため</p>	10

本件対象 保有個人 情報	非開示情報が記録されている書類及びその性質	非開示情報及びその性質	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
17	異議申立人の服務事故に対する監督責任に関する事情 聴取の記録	全部 当該箇所には、被聴取者からの聴取内容等が記載されている。	<p>条例16条2号 当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため</p> <p>条例16条6号 当該記載内容の開示が前提となると、今後、同種の服務事故が発生した場合に、関係者等からの事情聴取等による適切な情報収集も困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため</p>	11
18	異議申立人の服務事故に関する関係者に対して行った 事情聴取の記録	全部 当該箇所には、被聴取者からの聴取内容等が記載されている。	<p>条例16条2号 当該情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため</p> <p>条例16条6号 当該記載内容の開示が前提となると、今後、同種の服務事故が発生した場合に、関係者等からの事情聴取等による適切な情報収集も困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため</p>	12

別表3 本件非開示情報のうち開示すべき部分

本件非開示情報	開示すべき部分
4	「東京都の区域内に居住する保護者」に係る情報のうち、 職に関する情報